

広島県告示第六百二十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十五年八月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
畑三丁目地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域、標柱十四号から十七号までを順次結んだ線及び標柱十四号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		町		字		地番		標柱番号	
呉市		音戸町畑三丁目				六九九〇		標柱一号	
		音戸町畑二丁目				六九八一		標柱二号及び三号	
		音戸町畑三丁目				六九七一		標柱四号	
						六九六四		標柱五号	
						六九一六三		標柱六号	
						六九一五		標柱七号	
						六九一三		標柱八号	
						六九〇九一		標柱九号	
						六九七六一		標柱一〇号	
						六九七八一		標柱一一号	
						六九八二二		標柱一二号	
						七〇九三一		標柱一三号	
		音戸町畑二丁目				六九二二二		標柱一四号	
		音戸		小浦		六九五八一		標柱一五号	

目 音戸町畑一丁	
	大原
六九三〇 二	六九九四
標柱一七号	標柱一六号